

令和6年4月26日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和5年9月29日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) ゆめが丘商業施設 (所在地) 横浜市泉区下飯田町（泉ゆめが丘地区土地区画整理事業施行地区内24街区ほか）	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお、以下について付帯事項とします。 ・複数の駐車場及び車両出入口があるため、特定の駐車場に集中することなどにより渋滞が生じることがないように、交通誘導員の配置など、駐車場の効率的な運用に向けて必要な対策を講じてください。 ・店舗周辺には、学校や多くの住宅が立地しているため、来退店車両が住宅地等を通過することで生活環境が悪化することがないように、必要な対策を講じてください。 ・開店後、駐車場等の出入口及び敷地内の安全対策、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。